



# 昆会計

会計事務所ニュース  
「第三十二号」です



〒020-0824 盛岡市東安庭1丁目2番18号  
公認会計士・税理士 昆 司 事務所  
TEL 019-653-3030 FAX 019-653-3031  
E-mail [kon-kkj@ictnet.ne.jp](mailto:kon-kkj@ictnet.ne.jp)  
HP <http://www.k-ac.co.jp>  
発行日 平成24年6月26日

# Network

## 税制改正（平成23年12月改正と平成24年度改正）

平成23年度税制改正項目のうち積み残しとなった項目が、平成23年11月30日に可決・成立、平成23年12月2日公布・施行されています。平成24年度税制改正と合わせて主な改正点を紹介します。

### ・・・法人税関係・・・

#### 法人税率の引き下げ

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

	改正前		改正後	
	基本税率	年800万円以下	基本税率	年800万円以下
中小法人又は人格のない社団等	30%	18%	25.5%	15%
一般社団法人等及び公益法人等とみなされているもの	30%	18%	25.5%	15%
公益法人等	22%	18%	19%	15%
協同組合等、特定の医療法人	22%	18%	19%	15%

#### 復興特別法人税の創設

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から3年を経過する日の属する事業年度まで適用されます。

復興特別法人税額は、基準法人税額に10%の税率を乗じて計算した金額。

##### ・中小法人の場合

[年800万円以下の部分]  $15\% + (15\% \times 10\%) = 16.5\%$

[年800万円超の部分]  $25.5\% + (25.5\% \times 10\%) = 28.05\%$

#### 減価償却資産の定率法の償却率の見直し

平成24年4月1日以後に取得をする減価償却資産の定率法の償却率について、定額法の償却率（1 / 耐用年数）を2.0倍した数（改正前2.5倍）となります。

##### ・耐用年数5年の場合の償却率

改正前  $1/5 \times 2.5 = 0.500$       改正後  $1/5 \times 2.0 = 0.400$



#### 欠損金の繰越控除制度等の見直し

青色欠損金・災害損失金の繰越控除期間 7年以内      9年以内に延長

欠損金額に係る更正の期間制限 7年      9年に延長

及び は、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用。

欠損金に係る更正の請求期間が1年      9年に延長

平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する法人税について適用。

#### グリーン投資促進税制の拡充

青色申告法人が、平成23年6月30日から平成26年3月31日までの間に「エネルギー環境負荷低減推進設備等」の取得をして1年以内に事業の用に供した場合

・中小企業者等・・・特別税額控除（7%）または特別償却（30%）を選択適用可能

また、上記対象設備のうち「太陽光発電設備」及び「風力発電設備」について、一定規模以上のものに限定した上で、平成25年3月31日までの間に取得等をして1年以内に事業の用に供した場合は、100%の即時償却ができます。

【 宮 】

# ・・・個人所得課税・・・

## 給与所得控除の上限設定

現行の給与所得控除額は次の表のように計算することになっており、給与収入に応じて逡増的に控除が増加していく仕組みになっています。

給与等の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40%（65万円に満たない場合には65万円）
180万円超360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超	収入金額×5%+170万円

（例1）収入金額が1,500万円の場合...1,500万円×5%+170万円=245万円

（例2）収入金額が2,000万円の場合...2,000万円×5%+170万円=270万円

### 改正点

上記を1,000万円超1,500万円以下と改め、給与等の収入金額が1,500万円を超える場合は245万円の定額とし、給与所得控除の上限を設けることとなりました。

平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税から適用されます。

なお、給与所得控除の上限設定に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表等）や年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表等についても改正がされていますので、企業の担当者は留意する必要があります。

## 特定支出控除の拡充

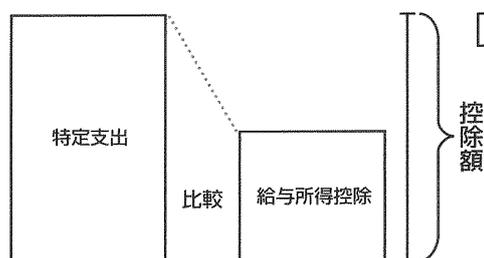
特定支出控除とは、給与所得者がその年中に支出した通勤費や転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費の特定支出の合計額が給与所得控除額を超える場合にその超える部分の金額を確定申告等によって控除する制度です。

### 改正点

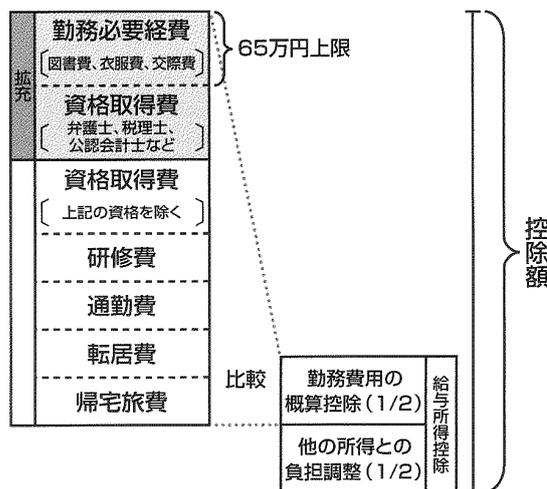
特定支出の対象範囲が拡大され、計算方法が見直されました。（下記イメージ図参照）

平成25年分以後の所得税及び平成26年分以後の個人住民税から適用されます。

【改正前】



【改正後】



（出典）政府税制調査会資料を一部加工

## 退職所得課税の見直し

退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額を2分の1に相当する金額にまで圧縮して、他の所得と分離して税額を計算する仕組みです。

### 改正点

勤続年数5年以内の法人役員等に対する退職所得の金額は2分の1課税の対象から除外され、退職所得控除額を控除した残額に課税されることになりました。（平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用されます。）

【池浦】

## ・・・土地 住宅税制・・・

### 居住用財産の買換特例の縮小・延長

居住用財産の買換特例には、譲渡益等の課税を繰延べる制度と、譲渡損失の繰越控除を認める制度があります。

いずれも、平成 23 年 12 月 31 日に適用期限が到来していましたが、平成 24 年度改正により、適用期限が平成 25 年 12 月 31 日まで 2 年延長されました。ただし、譲渡益等の課税繰延を認める買換特例は譲渡資産の譲渡対価要件が 1 億 5 千万円まで引き下げられております。

#### (1) 特定の居住用財産の買換特例

個人が、譲渡の年の 1 月 1 日に長期所有（10 年超）する国内の居住用財産で 10 年以上居住の用に供している財産を

平成 25 年 12 月 31 日までに譲渡し

譲渡の前年 1 月 1 日から譲渡の翌年 12 月 31 日までの間に買換資産を取得した場合

その買換資産を譲渡した年の翌年 12 月 31 日まで（譲渡の翌年の取得なら取得した年の翌年 12 月 31 日まで）に自己の居住の用に供する場合

【居住用財産に係る譲渡益課税を繰延べることができます】

#### (2) 居住用財産の買換等の譲渡損失の繰越

個人が、譲渡の年の 1 月 1 日に所有期間 5 年超の居住用財産を

平成 25 年 12 月 31 日までに譲渡し

譲渡の前年 1 月 1 日から譲渡の翌年 12 月 31 日までに買換資産を取得し

買換資産の取得年の翌年 12 月 31 日までに自己の居住の用に供する見込みである場合



【譲渡損失を他の所得と損益通算するとともに控除しきれない損失がある場合】

【翌年以後 3 年以内の繰越を認める制度です】

(注) この制度は買換資産を住宅ローンで購入するのが要件となります。

#### (3) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越

個人が、譲渡の年の 1 月 1 日に所有期間 5 年超の居住用財産を、平成 25 年 12 月 31 日までに譲渡した際に生じた譲渡損失を、他の所得と損益通算するとともに控除しきれない損失は、翌年以後 3 年以内の繰越を認める制度です。

(注) この制度は譲渡資産に住宅ローンの残高があることが要件ですが、買換の有無は問われません。

### 住宅資金贈与の非課税特例の拡充

父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の特例は、平成 24 年度改正より以下のとおりとなります。

贈与を受けた年	省エネ・耐震住宅	一般住宅	東日本大震災被災者	
			省エネ・耐震住宅	一般住宅
平成 24 年中	1,500 万円	1,000 万円	1,500 万円	1,000 万円
平成 25 年中	1,200 万円	700 万円	1,500 万円	1,000 万円
平成 26 年中	1,000 万円	500 万円	1,500 万円	1,000 万円
(要件の追加)	住宅用家屋の床面積 240㎡以下		無し	

### 相続時精算課税の特例の延長

住宅取得等資金の贈与を受けた者（20 歳以上）がその翌年 3 月 15 日までに一定の家屋の新築や取得等（その住宅の敷地とする土地等を含む）の資金に充て、その家屋を同日までに居住の用に供するか、その後遅滞なく供することが確実と見込まれる場合には、贈与者である親が 65 歳未満であっても相続時精算課税（贈与税の特別控除額 2,500 万円）を選択できる特例の適用期限が、平成 26 年 12 月 31 日まで延長されます。 【丹代】

## ・・・消費税関係・・・

### 消費税の改正に対応した法人税の取り扱いのお話です

仕入税額控除の95%ルールの見直しにより、課税売上高が5億円超の事業者は課税売上割合が95%以上であっても、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から課税売上割合により全額仕入税額控除できない「控除対象外消費税額等」が、消費税の納付額計算時に生じることになります。

その結果、税抜経理方式を採用している場合においては、この税額控除できない「控除対象外消費税額等」を仮払消費税と仮受消費税の清算時に「消費税清算損」として損金経理するわけですが、法人税法及び所得税法ではこの「控除対象外消費税額等」について、課税売上割合や資産に係るものについては取得価額に対する消費税の金額により損金の額に算入できる金額を次のように定めています。

- (1) その事業年度の課税売上割合が80%以上である場合は、その事業年度で生じた「控除対象外消費税額等」は、全額その事業年度において損金の額に算入できる。
- (2) その事業年度において生じた「控除対象外消費税額等」のうち個々の資産(固定資産)ごとにみた金額が20万円未満であるもの、棚卸資産に係るものは、その事業年度において損金の額に算入できる。
- (3) 上記の(1)及び(2)に該当しない「控除対象外消費税額等」は「繰延消費税額等」として資産計上され、その年度で一度に損金算入できず、5年間で毎年1/5ずつ損金算入されます。

計算式で示すと下記のとおりです。

<繰延消費税額等(A)が生じた事業年度>

$$(A) \times \text{その事業年度の月数} / 60 \text{ か月} \times 1/2 = \text{損金算入限度額}$$

<その後の事業年度>

$$(A) \times \text{その事業年度の月数} / 60 \text{ か月} = \text{損金算入限度額}$$

会計上の「消費税清算損」が、そのまま法人税法及び所得税法上の損金の扱いではない事をお伝えします。

### 共通番号制度・消費税導入を契機に導入？

消費税増税の国会審議の話題が連日報道されておりますが、国会に提出された法案の中には、「共通番号制度」というものがあります。

これは国民一人ひとりの年金などの社会保障や税金の情報を一元管理しようとする制度で、いわゆる「マイナンバー法案(制度)」と呼ばれており、国民の所得情報などを正確につかみ、年金や介護保険、税申告などの手続きを進めやすくするのが主な目的で、多くの行政手続きを1つの番号で処理できるため事務の効率化と正確性を高められるなどの効果が期待できると見込まれています。

政府は、消費税率を引き上げた際に低所得者層に対する支援策の一つに現金給付(期限付)の税額控除をこの共通番号制度を基盤に政策実行を予定しているようですが、ソフト開発や運用面での課題もあり個人情報漏洩など情報保護の安全性において充分ではないと懸念する声も少なくないようです。

制度が実現すると行政手続きなどが自宅のパソコンから出来たりするらしく、これは便利！と思う反面、制度のモデルは米国の「社会保障番号制度」であることを思い出し、前に観たSF映画のように自分の個人情報が他人に改ざんされたりしないか少し不安になるのは私だけでしょうか？

【照井】

## あとがき

今回は、23年12月改正と24年度改正の特集です。紙面の都合で内容が把握しづらい箇所も

あるかと思しますので、疑問点等は各担当者に確認をお願いします。今年の夏の天候が気になる時期です。節電を意識しながらの生活ですので、あまり暑くならないことを個人的には望んでいます。当事務所では現在「クールビズ」を実施しています。5月1日から10月31日を実施期間とし「ノーネクタイ・ノー上着」での執務を行っていますのでご理解をよろしくお願いいたします。県内では7・8月にはプロ野球が3試合予定されており、大相撲の夏巡業も開催されます。国外では、ロンドンオリンピックが7月27日に開会式を迎えます。スポーツ好きな人にとっては楽しみな夏になりそうです。新年号のこの欄でも取り上げた「いわてデスティネーションキャンペーン」が6月末で終了します。この期間中には「六魂祭」もあり多くの観光客が岩手を訪れました。このような取り組みを通じて岩手の良さに気付かされた方も多かったのではないのでしょうか。

【ニュース委員会】